

施設使用料

川南町文化ホール施設使用料

ホール及び付属施設

(1時間当り・消費税別)

ア ホール

区 分	使 用 料	
	客席開場から終演まで	左記以外(リハーサル等)
入場料を徴収しないで使用する時。	4,000円	2,000円
入場料を徴収するが営利を目的としない文化団体が使用する時。	6,000円	3,000円
入場料を徴収し営利を目的とする興行団体が使用する時。	12,000円	6,000円
練習等で舞台のみ使用する時。(客席、冷暖房、音響設備を使用せず、作業灯のみで使用。)	—	500円

イ 付属施設

室 名	使 用 料	室 名	使 用 料
会 議 室	300円	リハーサル室	400円
楽屋1 (和室)	300円	和 室	300円
楽屋2 (洋室)	150円	研 修 室	450円
楽屋3 (洋室)	150円		
喫茶コーナー	400円	営利目的で使用する時	
ちゅう房	500円	営利目的で使用する時	
ホワイエ	20円	営利目的で使用する時 (1㎡当り)	

- 1 冷暖房施設を利用する場合は、30%増しとする
- 2 使用時間には準備及び片付けに要する時間も含むものとする。
- 3 使用時間を超過した場合は、30分ごとに上記使用料(1時間当たり)を加算する。
- 4 既納使用料の還付については、規則で定める。
- 5 「入場料」とは、次のことを含む。
 - (1) 会費を徴収する場合
 - (2) 会員制度により会員を招待する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) 営業の宣伝、その他これに類する目的をもって無料で入場させる場合
 - (5) その他入場料の類を徴収する場合
- 6 使用料中「左記以外(リハーサル等)」とは、音響照明等の仕込み、準備、リハーサル、後片付けの時間を指す。